

五月三日の会通信

26

神戸から

10. XII
1981

再開された人事院審理 について・報告

この「通信」の前号で予告した、松下昇さんにたいする神戸地裁での刑事裁判の判決公判は、一〇月二八日に開かれました。予想はされたことながら、判決は検察側の主張をほとんど鵜呑みにしたもので、松下さんや河原弁護人の主張にたいしては、立ちいつて考察することも避けています。判決の本文は、「被告人を懲役一年六月に処する。この裁判の確定した日から三年間右刑の執行を猶予する。」というものでした。松下さんはこれにたいし、一一月四日、大阪高裁に控訴を申し立てています。

同じ一一月四日、神戸で、松下さんの請求による人事院公平審理が、一〇年余の中断を経て再開されました。人事院の審理からの逃亡にたいして、松下さんが粘りつよく再開を要求しつづけ、この問題を東京地裁へ提訴していたこと、その民事裁判が進行していたことは、ご承知のとおりです。人事院が、この時点にいたってあわてて公平委員会を再編成し（委員全員を入れかえ）、神戸地裁の判決日の直後に公平審理の期日を指定してきたことは、ひとつには東京

地裁での民事裁判の進行を懸念しての対処であり、またひとつには予想された神戸地裁での有罪判決を利用しようとする、さもしい態度のあらわれでしょう。松下さんは、神戸地裁の判決が公訴棄却ないし無罪でない場合は、二週間以内に控訴を申し立てる必要が生ずるから、その場合には公平審理の期日について人事院と合議したい、と人事院に申し送っていたのですけれども、人事院はこれを無視して期日を指定してきました。

このような事情で、前回——一九七一年七月——の人事院審理に、松下さんの代理人として参加されたかたがたにさえ、今回は連絡する時間的余裕がありませんでした。お詫びし、ご寛恕をお願いします。

今回の審理は三日間でした。次回は明年の一月二七―二九日に予定されています。

以下の記録は、ぼくのメモによるものなので、発言などは文字どおりではありませんが、意味は曲げていないつもりです。いづれ人事院による記録もできてくるでしょうから、読みくらべていただくのも一興かと思えます。なお、文中にも注で指摘しておきましたが、これまでの「五月三日の会通信」、とりわけ3、4、5、7、8号を、座右に置いて読んでくださると便利です。

(野村 修)

一月四日

一〇時二五分開始。一〇年余の中断をはさんで、公平委員会のメンバーは全員が入れかえられた。新委員は野坂昇次郎(委員長)、鈴木純一、平嶋正直。

処分者側は、処分者の代理者として山田幸男法学部教授が一〇年前から継続。ほかに代理人として弁護士二名(継続)、教官一〇名(うち九名が継続で、湯浅光朝元教養部長、堀江格郎元評議員など、新規は現教養部長の井沢義雄)、事務官八名(全員新規)。

請求者側は、前回の代理人たちに、新しく数人が加わった。請求者・松下昇は、一〇月二八日の神戸地裁での判決にたいする控訴申立の作業の必要から(判決文の交付の請求など)、開始の時点では未到着。代理人席には竹中千恵子、鈴木その、野村修の三人がすわった。

公平委員長から審理の順序について概略の説明があったあと、審理にはいるまえに、委員会がこの審理にのぞむ姿勢にかんして、請求者側から質問がなされた。

野村 委員会は一〇年余を経て審理を再開した。松下さんが東京地裁に人事院の審理放棄の不当性を訴えたため、その対策として人事院はやっと再開に踏み切ったわけだが、この期日を指定したのはどうしてか? 松下さんからは、まえて、一〇月二八日に神戸地裁の判決が予定されており、その結果が「有罪」ならば二週間以内に控訴手続きをとらねばならないから、人事院審理の日どりにしては、その場合人事院と協議したい、という申し出が、

人事院にたいしてなされていた。請求者の意向がどうして無視されたのか? それに松下さんの代理人たちは、遠隔地にいるひとたちも多数いる。今回の場合、そのひとたちに連絡する余裕さえなかった。請求者の希望に反しての期日指定の理由を聞きたい。

公平委員長(以下では「公」と略記) なぜこの期日を選んだかというのだが、われわれとしては、新しく委員として指名された以上審議をなるべく急ぎたい、と考えた。控訴期間が二週間ということは承知しているけれども、この口頭審理の期間は三日間であり、一四日間のうちの三日間なら控訴の準備に差し支えはないだろう。それに、請求者が出席できなくても代理人が出席できればよい。この口頭審理は委員会の職権による審理であって、当事者たる請求者の出席がなくても開催できる。

竹中 請求者から委員会への求釈明書を委託されている。(公に渡す)

公 (一読して) 委員会として見解を示す必要上、一五分休憩する。

昭和四五年第一九三三号

求釈明書

松下 昇

をふくむ仮装請求者(団)

一、十年間の△放置△の後に、突然、審理を再開する根拠は何か? これまでの△放置△への見解は?

二、本件に関連して東京地裁で展開されている行政訴訟との関連をどのように把握するか? この訴訟の結審直前に審理を再開する意図は何か?

三、前記訴訟における人事院側の主張、前公平委員長足立氏の証言についての見解は?

四、請求者に関する本年一〇月二八日の刑事公判の控訴申立期間内に、請求者側の主張を無視して日時を設定するのは、本件審理および刑事公判への妨害ではないか? 一月二日の首席審理官あて電報への見解は?

五、公平委員会が処分者側へ本件審理の日時その他に関して問い合わせ、連絡をおこなった経過を公表せよ。また処分者側が代理人を選任し、本件審理の準備をおこなった経過を公表せよ。

六、代理人が文書と口頭でおこなう求釈明に答えよ。

一九八一年一月四日
人事院および公平委員会へ御中

公 請求者からの求釈明書の各項目について、委員会の見解を述べる。

一、新委員会は、指名を受けた以上一刻も早く、ということ審議する。

二、委員会として答える必要はないと思う。

三、見解を述べる立場にない。また、知る必要もない。

四、野村代理人への答えで述べた。

五、処分者へは一〇月七日に照会した。請求者へと同時に。一月一六日に処分者の回答があり、一〇月二四日に期日を通知した。この四日からの審理で概略何をおこなう予定かについては、請求者へは文書で、処分者へは電話で伝えた。処分者側の準備経過については、委員会は答えられない。

六、文意をよく理解できない。

鈴木 今日請求者がまだ来られないのも控訴手続きのためだ。一四日間のうちの三日間だから審理は可能、で済むのか?

公 今回出席できなくても、あとから書類を送るし、それで次回への準備はできるだろう。

鈴木 新しい委員はこの一〇年の経過を関知しないのか?

公 知ってはいる。

鈴木 六については、文意を理解できないというが、出席できない代理人からの文書を託されてきているのだ。(提出する)

公 のちほど検討して、答える必要があれば答える。

鈴木 求釈明の視点にかかわることなので、まず眼を通してほしい。

公 一五分休憩する。

人事院公平委員会が、みずからの十年の不在を突如打ち切つて、ふたたび神戸の地に姿を現わすきっかけを、刑事裁判の判決が与えたことは、明らかです。判決↓審理というこの順序にあらわれている人事院公平委員会の政治的・治安的位置について、審理に先立って公平委員会が釈明することを、私は要求します。第二点として、前回審理の一方的打ち切りと、それ以後のみずからの不在について、今回審理を担当する公平委員諸氏がどのようにお考えか、明確にお示し下さるよう、要求します。これとの関連で、前回審理を担当した公平委員長が法廷で陳述した内容についての、今回担当委員諸氏のご意見をおききしたいと思います。

以上二点については、審理再開前に公平委員諸氏がみずからの見解を表明されることが当然であると、私は考えますが、この条件が満たされて審理が再開された場合、私は、松下昇氏の代理人として、以下の諸点を主張いたします。

一、神戸大学が松下昇氏への「懲戒免職」処分理由とした松下昇氏の一連の表現活動は、大学（当然のことながら国立神戸大学をふくむ）という場にふさわしくないものであるどころか、まったく逆に、教育、研究、思考、討論、仮説探究、実践試行の場としての「大学」にこそふさわしいものでした。公平委員会は、教官としての松下昇氏の表現活動についての判断を下すにさいしては、その松下昇氏の活動を学生たちがどのように受けとめたかを、厳正に調査することが不可欠です。「処分」を下した神戸大学執行部や教授会は、ただかか松下昇氏の同業者にすぎず、松下昇氏は、これら同業者たち

ることを批判しつづけるつもりです。

三、公平委員諸氏は、「大学」における「教育」というものの範囲、その方法の多様性について、どのようにお考えでしょうか？ これに関して、私は、二つの問いを委員諸氏に提起したく思います。第一に、教育・研究の場であるとみずからが考える場所において生じた問題に、警察力を借りなければ対処できない教官たちと、あくまでも自己の責任において、学生たちとともに問題に立ちむかおうとした松下昇氏と、どちらが「大学」という場にふさわしい態度のとりかただったと、あなたがたは考えられるのか？ 第二に、あなたがたは松下昇氏の一連の表現活動のうちの何を具体的に肯定し、何を具体的に断罪するのか？ そして、その根拠は何か？

四、松下昇氏が問われていると称される刑事責任なるものは、松下昇氏にたいする神戸大学当局の「処分」の結果であって原因ではないことを、公平委員会は、はっきりと認識して下さるよう、蛇足ながら要請します。このことは、したがってためにされる歪曲ならいざ知らず、刑事事件なるものを松下昇氏の「懲戒処分」の理由とするのは不可能である——ということの意味します。公平委員会が、このことをうっかりド忘れしてしまわれることのないよう、くれぐれもご注意ねがいたいと思います。

五、もちろん、私もまた、人事院が国家公務員の利益の擁護者であり、公平委員会が公平であるとは、ほとんど信じておりません。いわゆる「人事院勧告」（給与に関する）ひとつをとってみても、人事院の役割は何ともナサケない有様である

に対してではなく、学生たちに対してこそ教官としての責任を負っていたのですから。

二、教官としての松下昇氏について、私は、一九七〇年代の数年にわたって京都大学教養部で行なわれた松下昇氏をふくむ正規の授業（ドイツ語ゼミナール）の経験にもとづいて、松下昇氏がおそらく圧倒的多数のいわゆる大学教官よりも遙かにすぐれた教官であることを、証言することができません。右記の授業は、十五年余にわたる私自身の大学教員の体験のなかでも、もっとも充実した、そしてまた、もちろんもっとも大きな困難をともしなう授業でした。困難とは、教官である私が、つねに自分自身の教官としての責任を問いかえさざるをえないところへ、授業参加者たちによって追い込まれることからもたらされる困難のことです。しかしこの困難は、個々の人間の当然の見解の相違、そしてその相違を生かす努力とともに、私自身が引き上げなければならぬ貴重な困難だったと思います。私自身はこの困難を徹底的にみずからのものとして引き上げきつてきた、と公言することはできませんが、松下昇氏は、神戸大学においても、その後の京都大学でのゼミナールにおいても、終始この困難を引き上げきることによって自己の存在のあかしを示しつづけています。言うまでもなく、個々の問題についての見解の相違があるとしても松下昇氏の「大学」における表現活動は、私自身にとってつねに大きな重要な意味をもちつづけています。この松下昇氏を大学教官として不適格であると断じた神戸大学の教官諸氏にたいしては、私は、今後もあらゆる機会に、その不当であ

と、私も思っています。おそらく、公平審理はひとつのセレモニーにすぎず、委員諸氏はいままら被処分者にかす耳もっておられないというのが実情でしょう。だがしかし、ひとつのことだけは忘れないでいただきたいと思えます。委員諸氏は、日程を決めたり、打ち切りや終了を決行したりすることはできるかもしれませんが、それ以外のことは何ひとつないのです。この場でなされることを、今後にむかって展開していくもの、この狭い空間からあらゆる場所と時間と人びとのなかへと持ち込んでいき、それらの場と時と人とを動かしつつ、みずからをも運動させていくもの、それは、あなたがたが裁いているとお考えになっている松下昇氏のほうでしかありません。「悔いのない審理」をこころがけねばならないのは、委員諸氏のほうだということ——これは、この審理の場でも、いたるところで明らかになることでしょう。

一九八一年十一月二日

京都大学教養部

池田浩士

竹中

公 ざっと読ませてもらったが、すでに答えたこともあり、とくに
竹中 今見解を述べることはないと思う。

公 現委員長は東京地裁の記録を見ているか？
竹中 見ていない。裁判にも出ていない。

ここで、処分者の「処分説明書」（『五月三日の会通信』4号参照）および「答弁書」（同7号参照）にたいする、公平委員会からの求釈明に移る。釈明を求められるのは、内容というよりは文言だけだけれども、その限りでは委員会から処分者への質問は、処分理由の各項目にわたって、詳細を極めていることが、あらかじめ請求者と処分者とへ渡された「神戸大学事案求釈明事項」メモ——一二ページある——から見えてとれる。委員会は、せめてこういうかたちで「公平」さを示そうというわけだろうか。

最初の質問は、処分説明書のなかの「処分理由」の項目(1)の冒頭にかかわるもので、「旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働（授業、しけん等）を放棄する」と宣言して」とあるが、「処分者は」その宣言をいつ、何によって知ったのか、というものだったが、処分者側は、すでにこの問いからして答えられない。昔のことですぐには答えられないので、調べてのちほど答える、という。以後の質問にたいしても同様である。委員長はそこで、昼休みを長めにとるからそのあいだに調べられるだけ調べてくれ、といって、昼の休憩を宣する。

午後は、到着した松下請求者の発言から始まる。

松下 午前中は控訴の作業で出席できなかった。委員会への私の求釈明の項目四に記した、一月二日の首席審理官あての私の電報（注、「控訴申立作業のうち、一一・六以後審理続行を前提として可能な限り出席する」というもの）については、ご存じないのか。

公 委員会としては聞いていない。

松下 公平委員会（と公平局長、事務当局など）の権限の範囲について説明してほしい。

公 説明する必要はないと思う。

松下 すると、人事院あてに出した文書はどういう経過で委員会に届くか？

公 公平委員長あてのものは私に届く。

処分者は、委員会の求釈明にたいして一部分答弁するが、いまは一部分しか答えられないので後で文書で回答することにした、という。委員長はこれを認め、請求者に、請求者側からの処分者への求釈明をうながす。

松下 審査説明書（『通信』3号参照）との関連をふくめて質問したいが。

公 審査説明書は処分者側の提出書類にはいいっていない。

松下 質問事項を文書にまとめて出すほうがよいのか？

公 明日までにまとめてもらえればありがたい。

松下 ではないまは、口頭でできる範囲内で、質問したい。まず処分説明書の「処分内容」に関連して。「処分効力発生日」というのは、評議会決定の日か？

処分者代理人（以下「処」と略記） 違う。

松下 交付日というのを、交付のまえに決めて記入したのか？

処 じっさいの交付日と違う、というのであれば、その点は争う。

公 請求者は交付日について争うつもりなのか？ そうならば、そ

れは処分者の主張をまっしてほしい。

松下 交付の状況を問題にしているのだ。「根拠法令」と処分理由との関係は？ 処分理由の項目のどれが法令のどの条項にあたるのか？

公 それは釈明が終ったあとで委員会からも処分者に聞くので、そのときにしてほしい。

松下 「処分の理由」に関連して。項目(1)、請求者はここに引用された文章だけを宣言したのか？

処 宣言の主要部分だけを引用している。

松下 文章の一部分だけを引用すれば一般に意味は歪曲されるが、全文を引用しなかった理由は？

公 それは請求者の主張にふくめて述べてほしい。

松下 そのころ同様の宣言や行動はほかになかったか？ 当時の大学の状況は？

公 それは求釈明の範囲外。

松下 九月一日から授業開始、ということの根拠は？

公 処分者側はこの文章で十分としているのだから、その点も主張にふくめてほしい。

松下 授業拒否の認定は誰がしたのか？ 受講学生の意見は問われたか？

公 その点も立証段階で。

松下 項目(2)、給与減額の対象となるのを通告したのは、誰が、いつ、どこでか？

処 のちほど、公平委員会への釈明と合わせて答えたい。

松下 「授業の組入れを申し出た」というのは、いつ、誰にたいし

てか？

処 その点ものちほど。

松下 「その後次のような行為をした」とあるが、処分理由となるのはこの文のあとからか、それとも全文か？

公 処分理由の特定は、のちに委員会から処分者にたずねる。

松下 「休講を続けると宣言して」とある「宣言」の日時、場所は？ ないことをあるとしているのかもしれないが？

処 質問を文章にまとめていただいて、回答も文書ですることにしてほしい。

公 そうしてもらえるか？

この日はこれで終り。処分者側が提出した膨大な「書証」のコピーが、請求者側に渡された。二時半。

一月五日

記録者が一〇時にやや遅れて会場に着いたとき、処分者側の山田代理者が発言していた。委員会の求釈明にたいする、処分者の答弁に時日を貸せ、という趣旨のもので、つぎの質問をふくんでいた。

一、人事院規則(一三一一)には、答弁書を求めるさいには「相当の猶与期間を定め」る、とある。求釈明への答弁を早急に求めるのは手続要件を欠いていないか?

二、委員長は公平審理は職権審理だ、と述べたが、職権審理とはどういう意味か?

三、挙証責任は、当事者のうちのいずれにあるのか?

委員長はこれにたいし、合議のため休憩する、という。

(請求者側のこの日の出席者は、松下、浜本多恵子、中尾麻里子、野村、午後から鈴木。)

公 一、答弁書を求めるにあたっては相当の猶与期間をおいた。求釈明は、その答弁書にたいしての質問である。この質問への答えにも相当の猶与期間が要る、というご意見だが、わからないところはのちほど文書で答えてもらえばよく、即刻すべて答えよ、ということではない。

二、職権という語は人事院規則にないが、総体として公平委の審理は職権をもってなされると読みとれる。弁護士参加が義務づけられていないことから、委員会による審理指揮が重要になる。

三、挙証責任がどちらにあるというわけではない。それぞれ

の当事者が主張については挙証するべきだ。それでなおかつ明らかにならない点については、公平委が職権をもって挙証を求めることがある。この場合、挙証責任は両当事者に適宜分配される。今後の審理の進め方について説明する。

1. 請求者からの求釈明書の提出。

2. 委員会から請求者へ、事実関係の認否を問う。

3. 処分者への請求者の反論。

4. この反論への処分者からの質問。

5. 処分者の提出した証拠にたいして、委員会から立証趣旨を問う。

今シリーズはほぼここまで。それ以降は次回のシリーズに持ちこたいたい。

処分者にうかがうが、既提出分以外に書証提出の意図はあるか? 現段階では、ない。

請求者からの求釈明書が提出される。松下さんによると、浜本さん、鈴木さん、中尾さんが前夜から徹夜して作製したもので、大判の紙九枚にわたっている。委員会は、これの扱いを合議するため、一五分休憩を宣する。

公 請求者の求釈明事項は、内容が求釈明の範囲をこえるもの、主張と見られるもの、仮定にもとづいての質問などを含むので、これの検討にはもっと時間をかけ、処分者側に釈明を求める事項を抜きだすことにしたい。抜きださなかった事項については、請求者にたいしてそのときその理由を説明する。

公平委による処分者への質問に、つぎの二点を追加する。

一、処分説明書にしばしば出てくる「一部の学生」というのはどういう趣旨か? たんに人数をいうのか、それ以外に意味をもたせているのか?

二、処分説明書にあげられている事実のうち、どれが何条何項の処分事由にあたいするのか、特定してほしい。

では、処分理由とされる事実関係への、請求者の認否をお願いする。

(ここで公の発言者は、委員長から委員のひとりに交替。)

これまで請求者は「処分にたいする不服の理由」(「通信」5号参照)と「反論書」(同8号参照)とを提出しておられるのでそれらを踏まえて質問する。

処分説明書の「処分の理由」の(1)について。試験実施、成績表提出、授業等の拒否の事実があったが、状況を考慮すれば不可罰的行為である、という主張をなさっているのか?

松下 必ずしもそうはいえない。授業・採点等をおこなう意志表示はたびたびくりかえした。それが認められずに、結果として拒否したことにされたのだ。

公 部長の警告、というのはあったか。

松下 時期・内容が不明なので。

公 認否できないということですね。

松下 私としては授業を中断したことはない。ほかの教官が長期間授業を放棄していたときも、私は実質的な授業を続けてきた。

公 (2)について。教養部教授会の認めた採点を評議会が認めなかったのは不当、給与減額措置も教授会決定を経っていないので不当、

しかし事実関係はあった、というのが請求者の主張ですか? 全員0点は?

松下 一律採点をするなどは参加者の合議で決めた。0点ではなく80点である。成績評価が最終的なものではなくて80点から出発する、ということだ。

公 「授業を行なわなかった」という点は?

松下 受講生多数が私の授業を受けたいと声明したにもかかわらず、教授会が勝手に受講生を他クラスに振りわける掲示を出したのだ。私たちの授業は実質的に続いていた。

公 (3)について。欠席には理由があるので処分理由たりえない、という主張ですか?

松下 出席した方が多いし、欠席にも正当な理由があった。

公 「出席を勧告」はあったか?

松下 なんらかの公文書で、あったと思う。その後も複数回出席している。

公 (4)について。事実誤認というのが主張ですか? 反論書に、入試会場責任者との出会い、発言内容が無視されている、とあるが、そのことの説明を。

松下 掲示することの許可を責任者から得ていた。掲示の場所は入試会場ではなく外の扉であり、掲示の内容も、自主講座への参加をもとめるのが主である。

また(4)後半でいわれている「ピラ」は、私は知らない。見たこともないし、誰かに頼んだこともない。

公 「部長の説得」というのは?

松下 説得はいっさいしないぞ、散歩に来たのだ、ということと和

やかに会話をした。

ここで昼の休憩。休憩後、松下さんが昼まえの発言の補足として、「処分の理由」の(1)、(2)の記述には多くの欠落があること、また(3)でいう「教授会」がしばしば学外で開かれたのみならず、個々の教官への通知もなかったことを指摘。

公 では(5)について。退去命令があったと認めるのか？

松下 立証責任は処分者にあるのに立証していない。私も命令があったとは認めない。

公 命令があったことを否認するわけですね。したがって前提が欠ける、ということですね。——(6)について。あなたがB一〇九教室に「一部の学生」とともにいた、ということはあるのか？

松下 何重にも前提が誤っている。B一〇九は公開されていて、誰でもはいれた。「不法」とか「占拠」とかとは違う。私自身はいつでもそこにいたわけではない。そこでの集会に講師として呼ばれて出かけたことはある。

公 いっぱいづけたこと、「不法占拠を継続」したことは、否認されるわけですね。

松下 はい。この処分説明書は、行為の主体がつねに私であるように記載している。ここはその極端な一例だ。

公 (7)について。反論書で、同一事件の起訴状よりも記述が不正確といわれているが、事実は認めるということか？

松下 記述内容を否認している。「占拠」がなかったことは刑事公判でも明らかになっている。

だ。

公 「退去命令」というのは？

松下 坐りこみにたいしてはありえたとしても、私にたいしてではない。

公 (12)について。反論書では、事実はあったと読めるが。

松下 学内にらぐがきがみちていたとしても、それらの表現主体をすべて私に集約することは間違っている。らぐがきといわれる表現行為を、私が評価していたことはあるけれども。

公 記述されているような事実はなかった？

松下 そうです。そのうえ、日時や場所があいまいなので、認否のしようがない。

これで「認否」を終り、一〇分間休憩。(このあと公の発言者は委員長に戻る。)

公 では、請求者からの反論を。

松下 一〇年前の反論書を基本として、それに記載できなかったことをふくめて述べたい。当時は入手できなかった証拠が、裁判などの過程で入手できている。ただしかんじんの教授会・評議会の議事録、録音テープの公開が、今後必要となろう。大学が請求者に陳述の機会をあたえたというのは、まったくの虚偽である。大学と警察との密接な連絡も明らかになってきた。

中尾 請求者の長男末字が七六年になくなったことのいくつもの理由のうちには、処分過程による生活破壊がある。

野村 処分過程には重大な問題がある。ぼくの考えは文書で述べた

公 「B一〇九に入りこみ」ということは？

松下 この記述は順序が逆だ。授業があるところへ私がいったのではない。

公 「小林教授の抗議」、「部長の退去説得」は？

松下 なかったことが、公判で明らかになっている。

公 (8)について。当日は授業予定がなかった、と主張されるのか？

松下 のみならず、授業担当者名の記述も誤り。担当者は讃岐田教官で、その担当者の意志によって授業は公開されていた。しかも私自身はそこにいなかった。記述は何重にも誤っている。

公 (9)について。「バリエードを築いて」は？

松下 私の思想は物理的バリエードとは無関係。物理的構築にはかわらない。バリエード的表現という文章を書いたことはあるが。——また、バリエード構築と授業中止と因果関係はない。学内へは正門以外のどこからでもはいれる。授業中止は主としてクラス討論の結果だった。

公 (10)について。反論書には、チョークによる板書、とある。事実を認めているわけか？

松下 時間が問題になる。試験が実施されるかどうか分らない段階での私の文字が、処分理由にこじつけられたのだ。

公 「LJ教室へ侵入」というのは？

松下 事実誤認である。

公 (11)について。事実はあったが評価が違う、ということか？

松下 四四年一月三日には私は教授会に出席していたし、四五年四月八日には出席しつづつあった。四月八日の記述「一部の学生とともに」は否認する。私は教授会へ行く途中で誤認逮捕されたの

い。

松下 処分説明書の交付はなかった。原本はいまだにない。コピーをその後入手したのだが。

公 交付しようとする事実はあったのか。

松下 それも私には不明のまま。

公 コピーはどこから入手したのか？

松下 立証段階で詳しくいう。——評議会段階での参考人にかんしていうと、私は一六名を不可欠として申請したが、四名しか認められず、しかも文書での提出だったので、かんじんの私には内容が分らない。私には反対尋問の可能性がなかった。証拠の開示もなかった。私が評議会に出席したときにはファッショ的な審理指揮がおこなわれて、発言の自由すらなかった。

鈴木 処分説明書では評議会審議の具体的過程を述べていない。その記載は片手落ちだ。

松下 説明書の記載には欠落が多い。またその記述は、すべてを既成事実として書いているが、そういう記述のしかたそのものが不正確である。(以下、処分説明書の「処分の理由」の各項目が反論される。)

(1)、「情況への発言」にしても、全文を当時の状況のなかに置いて、さまざまな条件を考慮して考察するのではなくてはならぬ。

鈴木 他の教官がどうしていたかいい記されていない。他の教官(他大学をもふくめて)の行動と合わせて考えられるべきだ。

松下 (2)、民事裁判で、0点採点を処分理由とするのは不当、という判決が出ている。採点問題も、その段階の教養部教授会のありかたのなかで、考えられるのではなくてはならない。

鈴木 すべての記述に学生の意志が反映されていない。教育というものは学生の意志ぬきでは成り立たない。

松下 (3)、教授会欠席者は多い。出席勧告は私にたいしてだけでなく、機動隊警備下での教授会開催に反対して欠席していた他の教官たちにたいしても出されている。

鈴木 当局から出席を妨害されることさえあるのに、欠席が処分理由になるのはおかしい。また、出席がそんなにいいことなら、当事者を出席させないで処分を審議するとはどういうことなのか。

松下 (4)、煽動する行為でなく文面を処罰するのなら、憲法違反ではないか。また、その文面を読んだひとたちの反応が無視されているが、多くの受験生が大学のありかたを考えるきっかけとなった。教職員も、内容に共感を示すひとが多かった。

(5)、私が当日その場にいたこと目撃証人はいない。
(6)、大学側は自主講座という話をまったく聞いていないが、自主講座は公開を原則とし、誰をも排除しない。自主講座が主催して教室が使われたのは、主として大学が教室を使用していなかった時期だった。

鈴木 自主講座の試みは、質の差はあれ、ほかでも沢山あった。ただだけを取り上げて「占拠」をうんぬんするのは間違いだろう。
松下 (7)、九月一日には正規の授業はありえなかった。そしてB-1

○九は、自主講座が継続されていた教室である。
(8)、これは私とは別のところでの自主講座だった。
浜本 生物学実験は、教師よりも学生が主体となるもので、教壇上の誰かが中止といったからといって中止になるようなものではない。

一一月六日

一〇時開始。請求者席には松下、竹中、浜本、鈴木、野村。

公 請求者の反論にたいして処分者側からの質問は？
処 ございません。

野村 刑事公判での湯浅証言を大学側は、この審理で書証として提出しているが、その証言のなかで湯浅氏は、神戸大での教官処分は記憶にない、と答えている。いまは大学側の代理人が湯浅氏をふくめて多数出席しているから、それを記憶しているひともいるだろう。もしないとしても、調べることが可能はずだ。この処分では処分過程に重大な問題があり、前例との対比も必要になる。

松下 一九五〇年に小松問題といわれる事件、一九六〇年には天手ヤン事件といわれる事件があった。前者では公開審理が幾度もなされた。後者では処分の程度まで教養部で決定し、評議会がこれを追認した。

公 処分者提出の書証は、まだ採否が決められていないから、それを問題にするのはあとにしてほしい。

野村 大学側の答弁書には処分過程についての項目もあるから、それに関連して述べている。

公 証拠資料を大学から出せというのであれば、立証段階で申請してほしい。

鈴木 学生を授業料未納ということで放校していった過程をも、重

い。
松下 (9)、物理的バリケードがもちうる頽廃を私は指摘していた。

バリケード構築をする学生と、阻止しようとする教官たちとのあいだで不毛な乱闘が生じたので、私はそこへ近づいていったことがある。そのときの写真のちに「証拠」として逆用されている。

(10)、事実誤認を立証できる。またこの項は、表現行為自体が処分の対象とされる、という重大問題をはらんでいる。文字が他者の自発性を触発する、ということを経験した、処罰されるべきことと見なしているわけなのだ。

(11)、学生が教授会公開を要求したのは、このときだけではない。持続的な要求だった。——四五年四月八日の私の誤認逮捕については、警察の「検挙状況一覧表」が証拠になる。

(12)、らくがきと呼ばれるものを私は否定的に評価したことがない。公開の場で、構成員総体で、消すなり保存するなり決めればよいものである。目撃証人らしき者が刑事公判に出たけれども、その証言は反対尋問で完全に崩れている。

中尾 らくがきはつねに複(素)数の、無名の表現である。
公 本日はここまでで。(三時五五分)

ねて考える必要がある。

浜中 ひとりひとりの代理人がこの一〇年間の自分の仕事を踏まえて答弁書を書きうるか？ そのようにして書かれたのではない答弁書は、答弁書にならない。

竹中 「一部の学生」にたいして処分をしたか、そのひとつひとつ(氏名・処分内容)を詳しく公表せよ。それらの間にあってこの件はどのような位置を占めるか？ ——また、広報責任者稲見氏が今回は代理人でないことの理由は？

公 証拠調べの範囲はおいおい決めてゆく。代理人の変更については当事者の自由なので、処分者側に釈明してもらう必要はない。

このあと、処分者提出の書証について、書証のどの部分でどの点を立証しようとするのか、処分者の説明がもとめられた。書証は、国が松下研究室の明け渡しを求めた民事裁判の一、二、三審の判決文と、その裁判に国側が提出した証拠と、その裁判での湯浅証言の速記録とである。処分者は、三つの判決は懲戒処分が有効・適法であることを前提としており、処分の適法性は最高裁も認めているわけだ、と主張する。裁判でも用いられた証拠書類は、処分手続きや処分の伝達にかんするもの、そして湯浅証言は処分理由ならびに手続きの適法性を立証するもの、と処分者はいう。
これにたいして松下さんが発言する。

松下 裁判と公平審理とは制度上互いに独立しており、公平審理は原点から開始されるものであって、裁判記録のすべてを必ずしも尊重する必要はない。

またそれらの書証はすべて、私が裁判で「不知」としたものである。そのことはここでも持続されている。あの裁判以後に発見された証拠資料もある。

最高裁の先に公平審理が、前例のない新しい意味をこめて、始まるわけだ。

公平委は、処分者提出の書証の採否決定は、検討の上で次回にする、と決める。

そのあと処分者に向かい、「当時の大学紛争について、かんたんな説明」をもとめ、処分者から、書証中の「松下講師問題について」をまず読んでくれ、といわれる。松下さんは、そのパンフには重大な欠陥があることを指摘する。

最後に、次回「シリーズ」へ向けてのスケジュールが相談され、請求者の求釈明事項は取捨の上で一月中旬に処分者へ送られること、それと公平委の求釈明事項とにたいする処分者の回答は一月十五日までになされることになる。

請求者へは、請求者の立証計画を今年中に提出することが、希望される。

次回の予定期日は、一月二七―二九日の三日間。

今回はここまで。終わったのは一時ごろだった。